

### 1. 組合概要

設置主体	香南香美老人ホーム組合
組合長	依光晃一郎
組合事務所所在地	高知県香南市野市町母代寺 188 番地
電話番号	0887-56-0181
FAX 番号	0887-56-0439
構成市	香美市・香南市
実施事業	<p>&lt;三宝荘&gt;            介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム三宝荘            デイサービスセンター三宝通所介護事業所            三宝荘短期入所生活介護（介護予防）事業所            三宝荘居宅介護支援事業所</p> <p>&lt;白寿荘&gt;            介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム白寿荘            デイサービスセンター白寿通所介護事業所            白寿荘短期入所生活介護（介護予防）事業所            白寿荘居宅介護支援事業所            養護老人ホーム白寿荘</p>

### 2. 白寿荘短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所の概要

所在地	高知県香美市香北町永野 2152 番地
管理者名	中山繁美
電話番号	0887-59-2287
FAX 番号	0887-59-2326
事業者指定番号	第 3972100113 号

### 3. 施設設備の概要

定員	6 名	
従来型個室	6 室	1 室 14.3 m <sup>2</sup> ~15.2 m <sup>2</sup>
共同生活室	25.68 m <sup>2</sup>	
機能訓練室	主な機械・器具：平行棒・肩関節輪転機・上肢運動滑車等	
浴室	一般浴槽・順送式特殊浴槽	
医務室	17.444 m <sup>2</sup>	

※ ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によって居室は決めさせていただきます。

#### 4. 職員の配置状況

##### (1) 主な職員の配置状況

職 種	人 員
管 理 者	1名(兼)
嘱 託 医	2名
生 活 相 談 員	1名
看 護 師	2名(内兼1)
介 護 員	15名(内兼1)
介護支援専門員	1名(兼)
機能回復訓練指導員	1名(兼)
管 理 栄 養 士	1名

※ 介護保険上の最低人員を記載しており、実際には多い場合があります。

##### (2) 主な職種勤務時間

職 種	勤 務 時 間
嘱 託 医	内科医 : 毎週 火・水曜日 14:00~16:00 精神科医 : 毎月 第2・第4木曜日 14:00~16:00
生活相談員	毎週 月曜日~金曜日 8:30~17:15
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7:30 ~ 16:15 3名 日勤 8:30 ~ 17:15 3名 " 9:45 ~ 18:30 3名 夜勤 17:00 ~ 9:30 3名
看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 8:30 ~ 17:15 1名 日勤 9:30 ~ 18:15 1名

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は上記と異なることがあります。

※介護老人福祉施設、短期入所生活介護（介護予防生活介護）事業所の合算人員

##### (3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を計画実施します。

- ①新任研修 採用後3か月以内に実施
- ②継続研修 (感染症・食中毒対策に関する研修、事故対策・身体拘束適正化に関する研修、褥瘡対策に関する研修、医療的ケアに関する研修、虐待防止対策等に関する研修、口腔衛生に関する研修、利用者・家族等及び職員のハラスメントに関する研修、防災・災害対策に関する研修及び訓練、生産性向上に関する研修)

## 5. サービス内容及び利用料金

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### <サービスの内容>

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、介護支援専門員が「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。</li> <li>・施設サービス計画を作成した場合は、利用者に説明するとともに交付します。</li> </ul>
栄養管理 (食 事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士による献立表により、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(食材料費は、給付対象外です)</li> <li>・食事は出来るだけ離床して提供するように配慮します。 (食事時間) 朝 食            8:00~9:00 昼 食            12:00~13:00 夕 食            17:30~18:30</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・おむつを使用する方に対しては、身体状況に合わせて定時及び必要に応じて随時に交換を行います。</li> <li>・介護サービス計画のなかでおむつ外しに取り組みます。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して週2回の入浴又は清拭をします。</li> <li>・寝たきりの方でも特殊浴槽等を使用して入浴していただきます。</li> </ul>
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が、日常生活を送るために必要な機能の回復又は低下防止のため、介護サービス計画を策定し、実施に当たります。</li> </ul>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。</li> </ul>
口 腔 衛 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容や口腔衛生が行われるよう援助します。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> </ul>
満足度・生活状 況等の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスの質の向上を図るため、定期的に利用者の満足度・生活状況・認知機能等に関する簡単なアンケート調査(質問票)を実施します。</li> <li>・調査結果は、ケアの改善や施設運営の向上に活用します。なお、回答は任意であり、回答内容が不利益な取り扱いにつながることはありません。</li> </ul>

<サービス利用料金>

サービスをご利用頂きますと、介護度に応じたサービス費・各加算の1割、2割又は3割と滞在費及び食事にかかる標準自己負担額等の合計金額をお支払い頂きます。

要介護度	介護予防		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	要支援1	要支援2					
短期入所生活介護費	4,510円	5,610円	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
サービス費自己負担額	451円 (1割負担)	561円 (1割負担)	603円 (1割負担)	672円 (1割負担)	745円 (1割負担)	815円 (1割負担)	884円 (1割負担)
	902円 (2割負担)	1,122円 (2割負担)	1,206円 (2割負担)	1,344円 (2割負担)	1,490円 (2割負担)	1,630円 (2割負担)	1,768円 (2割負担)
自己負担額	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/1日		介護福祉士の占める割合が60%以上である。			
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13円/1日		夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている。※介護予防は対象外			
	緊急短期入所受入加算	90円/1日		利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、利用した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむをえない事情がある場合は、14日)を限度として算定する。			
	送迎加算	片道184円		通常の送迎範囲(香美市・香南市の場合)			
	介護職員処遇改善加算Ⅲ			以上のサービス費及び加算に対し、13.6%上乘せされます。利用実績及び算定要件により、加算金額は異なります。			

※2割負担の方

本人の合計所得金額が160万～220万円で、下記のいずれかに該当する人。

- ・単身者で、年金収入とその他の合計所得金額が280万円以上
- ・2人以上の世帯で、年金収入とその他の合計所得金額が346万円以上

居住費・食費について

(単位：円/1食)

食費	朝食	415
	昼食	570
	夕食	460

(単位：円／1食)

段階別	居住の種類	居住費	食費
利用者負担限度額第1段階	従来型個室	380	300
	多床室	0	
利用者負担限度額第2段階	従来型個室	480	390
	多床室	430	
利用者負担限度額第3段階①	従来型個室	880	650
	多床室	430	
利用者負担限度額第3段階②	従来型個室	880	1,360
	多床室	430	
利用者負担限度額第4段階	従来型個室	1,231	1,445
	多床室	915	

第1段階：生活保護受給者又は、住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階：住民税非課税世帯で、前年度合計所得金額＋公的年金等収入額が80.9万円以下の方（預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円の以下の方）

第3段階：住民税非課税世帯で、利用者負担第段階該当者以外の方

第3段階①年金収入80万円～120万円以下

（預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方）

第3段階②年金収入120万円以上

（預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方）

第4段階：住民税課税世帯もしくは、住民税非課税世帯でも配偶者が課税者であり、預貯金等が上記以外の方

※要介護認定を受けていない方がご利用される場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。これを償還払いといいますが、保険給付の申請を行うためには必要事項を記載した事業所の発行する「サービス提供証明書」が必要となりますので担当までお申し出ください。

※要介護度に変更があった場合には、介護度に応じたサービス利用に係る自己負担額に変わります。（申請日まで遡及します。）

## (2) 介護保険給付対象外のサービス

次に掲げるサービスについては、全額が利用者の負担となります。

### ①献立以外の食事代

### ②日常生活必需品の購入代

- ・衣類・タオル・歯ブラシ・歯磨き粉・化粧品等
- ・電話代・クリーニング代
- ・嗜好品代（コーヒー・菓子等）
- ・個人的日用品（個人の趣味・新聞・雑誌等）
- ・交通費（介護タクシー代等）

### ③理美容サービス代 散髪代（1,500円）

### (3) 利用料の支払い方法

毎月15日までに利用料及び費用の請求をしますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 契約者指定口座より、振替（JA高知県に限る）
- ② 送迎時又は、窓口での現金払い
- ③ 指定口座に振り込み

銀行名	支店名	口座番号	名義人
四国銀行	野市支店	普通：0363699	香南香美老人ホーム組合 <small>いちえん</small> 会計管理者 一圓 まどか

※保険料の滞納等により、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額をお支払頂きます。その際「サービス提供証明書」を発行しますので、後日市町村に提出しますと保険給付金の全額の払い戻しを受けることができます。

## 6. キャンセル

サービスのご利用を中止される場合には、食事及びベッドの都合等のため、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。

(連絡先) 電 話 0887-59-2287  
氏 名 生活相談員班長 時久 政和

## 7. 予約及び利用終了の方法

介護支援専門員のサービス計画（ケアプラン）による、サービス提供票により白寿荘からご連絡し送迎等の時間をご相談します。また、利用される場合の介護等について、ご希望をお聞きします。

## 8. 協力医療機関

### (1) 救急・内科・精神科

医療機関の名称	香北病院	愛宕病院	JA高知病院
所在地	香美市香北町	高知市愛宕町	南国市明見
診療科	内科	救急総合病院	救急総合病院

医療機関の名称	野市中央病院	同仁病院
所在地	香南市野市町	香美市土佐山田町
診療科	救急総合病院	精神科・内科

### (2) 歯科

医療機関の名称	高橋歯科医院	佐々木歯科診療所
所在地	香美市香北町	香美市香北町

## 9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する苦情や相談については、次の窓口で対応します。

相談窓口	電話番号	0887-59-2287
	FAX番号	0887-59-2326
	相談員	生活相談班長 時久 政和
	責任者	施設長 中山 繁美
	対応時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

高知県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
市町村の介護保険 相談窓口	対応時間	午前9時30分～午後5時15分

(3) 施設生活での相談や要望などの介護相談を外部の介護相談員が受け付けます。

介護相談員名	濱崎 節子
電話番号	090-4330-1379

## 10. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前8時00分～午後8時00分</li> <li>来訪者は、面会簿にご記入の上、必ずその都度職員に申し出てください。※感染症対策等で面会を制限させていただく事があります。</li> </ul>
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出される場合は、必ず職員に申し出て「外出届け」にご記入の上、職員に提出してください。</li> <li>外出中、時間等に変更のあった場合にはその旨ご連絡ください。</li> </ul>
居室・設備 器具等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。</li> <li>これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂くことがあります。</li> </ul>
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の場所以外での喫煙は出来ません。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。</li> </ul>
金銭・貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内での物品の破損や紛失については補償いたしかねますので、現金・通帳・貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。また、携帯電話・(腕)時計・介助での装着が必要ではない義歯・補聴器などの持ち込みは可能ですが、破損や紛失については補償いたしかねます。</li> </ul>

所持品の持ち込み	・同室者等への迷惑を及ぼす物品、危険な物品の持ち込みはご遠慮願います。
宗教活動	・利用者への勧誘及び施設内での布教等の活動はご遠慮願います。
ペット	・持込や、飼育はご遠慮願います。
衣類	着替えの衣類等には、必ず名前（フルネーム）をご記入いただくようお願いいたします。又、洗濯や乾燥による損傷については保障いたしかねますので、色落ちしたり縮んだりする衣類の持込はご遠慮ください。

## 11. 個人情報の使用に係る事項

個人情報の使用に関して以下に定める条件のとおり、特別養護老人ホーム白寿荘が、私（及び私の家族）の個人情報について、下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

### I. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### II. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、保険者、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議等で必要な場合。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

### III. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

## 12. 緊急時等の対応

施設長は、現に処遇を行っているときに入所者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法及び緊急時における対応方法を定めるものとする。

### 13. 事故発生及び再発防止の対応について

- (1) 事故発生又はその再発を防止するため、安全対策担当者を設置します。
- (2) 施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡すると共に必要かつ適切な対応を行い、講じた処置について記録を残し再発を防ぐための対策を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 14. 身体拘束等の適正化の対応

施設サービス提供に当たって、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限は行いません。

### 15. 高齢者虐待の防止について

虐待の発生又は再発の防止に向けて、身体拘束適正化・虐待防止対策委員会を開催します。また虐待防止のための指針を整備したうえで担当者を配置し、全職員に対し研修を定期的実施します。

### 16. 非常災害対策について

施設は、非常災害に備えて防災の整備、点検、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行い、対策を講じます。また、利用者に対する施設サービスの提供を継続する為、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害が発生した場合においては、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講じます。

### 17. 衛生管理について

感染症や食中毒の発生及び蔓延防止のため必要な措置を講じます。感染症または食中毒が疑われる際には、発生状況の把握と感染拡大の防止に努めるとともに、医療機関・保健所・市町村等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。また、医師（嘱託医）の判断により、ご家族の面会を制限させていただく場合があります。



## 施設利用時のリスクについて

当施設ではご利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

### 1. 施設の健康管理体制について

- ◇ 介護老人福祉施設は生活の場であり、病院と同じような治療はできません。
- ◇ ご利用者の病状が急に悪化した場合、当施設の嘱託医及び看護師等の判断で緊急に病院へ搬送を行う場合があります。

### 2. 高齢者の特徴から予測される危険性について

- ◇ 介護老人福祉施設は、生活の場であり原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ◇ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷のおそれがあります。
- ◇ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ◇ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ◇ 高齢者は免疫力の低下により感染性の疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ◇ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ◇ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ◇ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重度化する危険性があります。
- ◇ 高齢者であることにより、脳や心臓等の疾患により、急変される場合もあります。
- ◇ 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動症状が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行動、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。
- ◇
  - ※ 上記の事につきましては、ご自宅でも十分起こりうることでありますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

【説明確認欄】

白寿荘短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者所在地 高知県香南市野市町母代寺 188 番地

事業者名 香南香美老人ホーム組合

事業所名 白寿荘短期入所生活介護事業所

説明者 \_\_\_\_\_

白寿荘短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け内容について同意いたします。

令和 年 月 日

香南香美老人ホーム組合

組合長 依光 晃一郎 様

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(必要時)代筆 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄: \_\_\_\_\_)

利用者家族等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄: \_\_\_\_\_)

緊急時連絡先 ① \_\_\_\_\_ (氏名: \_\_\_\_\_)

② \_\_\_\_\_ (氏名: \_\_\_\_\_)

※ 利用者家族等と請求書の送付先が相違する場合は下記にご記入ください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_